

小樽市立奥沢小学校 いじめ防止基本方針

策定	平成 26 年 4 月 10 日
改定	平成 27 年 5 月 15 日
	平成 29 年 4 月 1 日
	令和元年 6 月 3 日
	令和 3 年 4 月 1 日
	令和 4 年 4 月 1 日
	令和 5 年 5 月 11 日

はじめに

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（以下：「法」）が成立し、北海道においては、平成 26 年 4 月に「北海道いじめの防止に関する条例」を施行するとともに、同年 8 月に「北海道いじめ防止基本方針」を決定しました。法施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たず、国は平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道においても国の動向を踏まえ、平成 30 年 2 月に道の基本方針を改定しました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、基本方針の改定を行い、それを受け、本校においても法第 13 条の規定に基づいて、以下のとおり改定しました。

さらに、道においては、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に一層危機感をもって取り組むため、令和 5 年 3 月に基本方針の一部を改定したことから、本校の基本方針についてもその一部を改定しました。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」「いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようないじめのない学校づくりを推進していくとともに、対人関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育んでいくことを目指し、「小樽市立奥沢小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ・児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係をつくる。
- ・児童、教職員の人権意識を高める。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・いじめの未然防止に努め、早期発見、積極的な認知、早期対応による適切な指導を通して早期解決を図る。
- ・いじめ問題についての保護者、地域、関係機関との連携を図る。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、

その早期対応にあたる。

なお、いじめの認知に当たっては、次の点にも留意する。

- ・本人がいじめを認めたくない場合があること
- ・インターネットによる誹謗中傷など、本人が気づいていない場合があること
- ・意図せずに相手を傷つけている場合があること
- ・表面上解決しているように見られる場合があること
- ・発達障害や外国籍の児童など、より配慮が必要な場合があること
- ・一見、けんかやふざけあいのように見えるものもあること など

2 「いじめ」の未然防止

○児童に対して

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし、学級・学校の一員であることを自覚できるような学級・学校づくりを行う。また、学級・学校のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ・児童にとってわかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるという命の大切さを、道徳の時間をはじめ全教育活動の中で育む。
- ・「いじめはけっして許されないこと」という意識を、様々な活動の中で指導する。
- ・「見て見ない振り」をすることは、「いじめ」をしていることにつながるということや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・情報モラル教室を開催し、インターネットを通じてのいじめを防止し、効果的に対処できるように指導する。

○教員に対して

- ・「ほっと」などを活用し、学級の様子を客観的に把握し、児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実に努める。
- ・日常的な児童の観察を行うとともに、定期的な個人面談を実施し、児童の実態を常に把握する。
- ・いじめ未然防止プログラムに沿った年間の指導の充実に努める。
- ・定期的にいじめに関する研修を行い、いじめ防止に係わる対応・対策を共有する。

○保護者に対しての協力依頼（保護者との連携）

- ・家庭生活の様々な機会を通しての善悪の判断の育成。
- ・家庭における日常の積極的な子どもとの会話。
- ・子どもの持ち物の紛失や増加に注意を払うこと。
- ・服装の汚れや乱れ、怪我に注意を払うこと。
- ・どんな小さなことでも、気になることがあった場合の学校への連絡・相談。
- ・スマート7に関する理解及び生活習慣の改善についての協力。

3 「いじめ」の早期発見

- ・職員会議に必ず、児童の様子 of 交流場面を設定し、情報交流に努める。
- ・保健室での様子の把握と相談などを利用し、気になる児童の情報を共有する。
- ・休み時間の児童の観察を全職員で行い、気になる児童への声掛け、相談に努める。

- ・いじめの早期発見のチェックリスト等を活用した日常的な状況把握に努める。
- ・年間計画に基づく定期的なアンケートや個人面談による情報把握に努める。
- ・スクールカウンセラーによる面談を日常的に行い、情報収集を行う。
- ・電話相談窓口など相談体制を児童、保護者に周知する。
- ・ネットパトロールを定期的に行い、状況を把握する。

4 「いじめ」の対応

- ・「いじめ」を認知した場合は、その状況及び事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。
- ・いじめられている児童に対して、苦しい心に共感し、安心感を持たせる。
- ・いじている児童に対しては、いじめは絶対許さないという姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう児童の気持ちを聞き取り、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を当該の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを確認する。

5 校内体制について（いじめ防止対策委員会）

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、養護教諭（保健主事）とし、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。また、いじめが認知された場合は、関係機関職員とも連携する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等を行い、いじめを含めた生徒指導上の情報や指導などについて、職員会議等で共有する。
- ・いじめの相談やいじめが疑われる事案があった場合は、当該学級（学年）担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して進める。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱に細心の配慮をしながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・児童・保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を定期的に行い、その結果を公表し次年度への取組の改善に生かす。

6 教育委員会および各関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は小樽市教育委員会へ報告し、重大事態発生時の対応等については、法に即して小樽市教育委員会の指導助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを深めることをお願いする。
- ・PTAと連携し、小樽市教育委員会の施策である「スマート7」を推進していく。
- ・学校運営協議会においては、いじめの問題について必ず情報提供し、共通理解を図る。

いじめ問題に対応する校内組織体制 小樽市立奥沢小学校

○「いじめ」及びその疑いの発見・通報

*児童本人 *担任及び指導者 *保護者 *地域住民その他
・アンケート 教育相談 日常観察 電話通報 来校など

担任及び指導者等

「いじめ」及びその疑いがあった場合

生徒指導委員会 (いじめ防止委員会)

校長・教頭 主幹教諭
生徒指導担当・当該学年・学級担任
養護教諭（保健主事）

- 1 状況把握の体制づくり
- 2 被害児童に寄り添い支える体制づくり
加害児童に対する指導体制づくり
関係児童に対する指導・支援体制づくり
- 3 保護者（被害者・加害者・その他）に対する対応の体制づくり
- 4 関係機関との対応に係る体制づくり
- 5 上記1～4の体制にかかわる業務分担、進
行管理・情報管理

重大事態及びその疑いがあった場合

いじめ防止対策委員会

※左記いじめ防止委員会に加え必要に応じて
弁護士・精神科医・学識経験者
心理や福祉の専門家（スクールカウンセ
ラー、スクールソーシャルワーカーなど）

- 1 専門的な知識及び経験を有する
第三者からの助言・サポート
犯罪性がある場合等は警察との連携
- 2 マスコミ等に対する対応に関する
体制づくり

※教育委員会の指導・助言のもと設置

全体会議（職員会議）

いじめ防止委員会での検討後、全職員で情報を共有し、校長の方針の下、いじめ解消のための具体的な取組を組織的に行う。

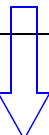
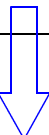
教 頭（不在の場合は、校長）

対外的な情報の窓口を一本化し、整理する。

教育委員会（設置者）への報告・連絡、相談・伝達

重大事態の場合は、マスコミ等の対応の窓口となる

いじめ防止の取組に係る年間計画

	いじめ防止対策	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域等との連携
4月	○いじめ問題対策委員会 ・基本方針の確認、改定 ・年間計画作成 ○職員会議 ・全教職員による基本方針の確認、取組の共有	・学年学級における信頼を基盤とした人間関係の構築（担任-児童・保護者、児童-児童）	・相談窓口の周知 ・欠席理由の把握と保護者との連絡の徹底 ・個人面談での保護者との情報共有	・全体懇談会、PTA総会、学校運営協議会等での基本方針の確認、HPへの掲載
5月	○研修会（児童理解や人権等について） ○職員会議での実態交流	・ 道徳教育の充実 ・ 子ども理解支援ツール「ほっと」の実施	・学校行事等を通じた観察・実態把握 	・PTA役員会等での啓発活動
6月	○いじめ問題対策委員会 ・アンケート結果の分析 ○職員会議 ・全教職員による情報共有	・全校朝会等での講話、指導 ・ 児童会によるいじめ防止の取組	・いじめアンケート①の実施 ・教育相談の実施 	・「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」の実施 ・ 保護者等への啓発活動 
7月	・いじめに係る学校評価の実施 ・いじめ問題に係る研修会への参加	・情報モラル教室の開催		
8月	○いじめ問題対策委員会 ○職員会議 ・2学期のいじめ対策の重点の確認	・2学期の学年学級づくり、子ども同士の関係性の確認	・学期初めのきめ細やかな観察、実態把握	・PTA、学校運営協議会との情報交換
9月	○研修会（カウンセリングマインドについて） ○職員会議での実態交流		・学校行事等を通じた観察・実態把握 	
10月		・人権教室の開催 ・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施		
11月	○いじめ問題対策委員会 ・アンケート結果の分析 ○職員会議 ・全教職員による情報共有	・全校朝会等での講話、指導 ・ 児童会によるいじめ防止の取組	・いじめアンケート②の実施 ・教育相談の実施 	・「いじめ防止キャンペーン」の実施 ・「いじめ防止サミット」への参加
12月	・いじめに係る学校評価の実施 ・いじめ問題に係る研修会への参加			・ 保護者等への啓発活動 
1月	○いじめ問題対策委員会 ○職員会議 ・3学期のいじめ対策の重点の確認	・3学期の学年・学級づくり、子ども同士の関係性の確認	・学期初めのきめ細やかな観察、実態把握	・PTA、学校運営協議会との情報交換
2月	○職員会議 ・学級編成や引継ぎ時における留意事項等の確認		・学校行事等を通じた観察・実態把握 	・学校関係者評価の実施
3月	・取組の成果と課題についての検証 ・次年度に向けての計画策定	・子ども同士の関係性に留意した学級編成	・きめ細やかな引継ぎの実施	・学校運営協議会による評価